

かほく市省エネルギー診断料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の中小企業及び個人事業主等の脱炭素経営に向けた取組を支援するため、予算の範囲内においてかほく市省エネルギー診断料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に事務所又は事業所を有する中小企業及び個人事業主で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（以下「国補助金」という。）の交付を受けた民間団体等（以下「診断機関」という。）が国補助金の対象事業として実施する省エネルギー診断を受けている者
- (2) ゼロカーボンシティかほく推進パートナーとして登録されている者（当該年度中に登録申請する予定である場合を含む。）
- (3) 市税を滞納していない者

2 補助金の交付回数は、当該年度1回を限度とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、診断機関に支払った額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かほく市省エネルギー診断料補助金交付申請書（様式第1号）により、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 省エネルギー診断料を支払ったことがわかる書類（領収書の写し等）
- (2) 省エネルギー診断結果（写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、省エネルギー診断が完了した日の属する年度の3月31日までにしなければならない。

(補助金の額の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、かほく市省エネルギー診断料補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた申請者は、かほく市省エネルギー診断料補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。